

「JPNICにおけるAS番号割り当てに関するポリシー」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>冒頭の組織名</p> <p>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター</p>	<p>冒頭の組織名</p> <p><u>一般</u>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター</p>
<p>本文</p> <p>7.11 AS番号の譲渡</p> <p>AS番号の<u>売買や無許可</u>の譲渡は認められません。そのような譲渡は無効です。そのような譲渡によるAS番号を保持する組織は、そのAS番号をJPNICに返却しなければなりません。</p>	<p>本文</p> <p>7.11 AS番号の譲渡</p> <p><u>JPNICが書面により承諾した場合を除き</u>、AS番号の譲渡は認められません。そのような譲渡は無効です。そのような譲渡によるAS番号を保持する組織は、そのAS番号をJPNICに返却しなければなりません。</p>
<p>(該当なし)</p>	<p><u>7.12 AS番号の移転</u></p> <p><u>AS番号は、一定の要件を満たすことにより、当初分配を受けた組織から、別の組織へ、分配先を変更することができる。これをAS番号の移転と呼ぶ。</u></p>
<p>(該当なし)</p>	<p><u>7.12.1 AS番号の移転に関する定義</u></p> <p><u>AS番号の移転に関わる、JPNIC以外の組織を以下のように定義する。</u></p> <p><u>7.12.1.1 JPNIC 契約組織</u></p> <p><u>AS番号割り当てに関する確認書を提出済みの組織。</u></p> <p><u>7.12.1.2 移転対象レジストリ</u></p> <p><u>RIRまたはJPNIC以外のNIRのうち、国際移転を認めるAS番号割り当てに関するポリシーを施行し、かつJPNIC契約組織との移転を双方向で認めているレジストリ。</u></p> <p><u>7.12.1.3 移転対象レジストリ契約組織</u></p> <p><u>移転対象レジストリからAS番号の割り当てを受ける資格を持つ組織。</u></p>

(該当なし)

7.12.2 AS 番号の移転の種類

AS 番号の移転は、JPNIC 契約組織間で行う移転と、JPNIC 契約組織と移転対象レジストリ契約組織間で行う移転の 2 種類に分類される。

7.12.2.1 JPNIC 契約組織間移転

移転元、移転先ともに JPNIC 契約組織となる移転を、「JPNIC 契約組織間移転」といい、ある JPNIC 契約組織に分配された一部または全ての AS 番号について、一定の要件を満たすことにより、分配先を別の JPNIC 契約組織へ変更することを JPNIC が承諾し、その結果を JPNIC データベースへ登録することを指す。

JPNIC 契約組織間移転の要件詳細は、「7.12.3 JPNIC 契約組織間移転の要件」を参照。

7.12.2.2 国際移転

JPNIC 契約組織と移転対象レジストリ契約組織間で行う移転を、「国際移転」といい、JPNIC 契約組織が移転元となるケースと、JPNIC 契約組織が移転先となるケースがある。

JPNIC 契約組織から移転対象レジストリ契約組織へ移転するケースでは、当該 JPNIC 契約組織に分配された一部または全ての AS 番号について、一定の要件を満たすことにより、分配先を移転先となる移転対象レジストリ契約組織へ変更することを、JPNIC と移転対象レジストリの両者が承諾する。また、その結果として、JPNIC は、移転する AS 番号を JPNIC データベースから削除し、移転対象レジストリは、当該 AS 番号を、移転先を管理者として、自らのデータベースに登録する。

移転対象レジストリ契約組織から JPNIC 契約組織へ移転するケースでは、当該移転対象レジストリ契約組織に分配された一部または全ての AS 番号について、一定の要件を満たすことにより、分配先を移転先となる JPNIC 契約組織へ変更することを、JPNIC と移転対象レジストリの両者が承諾する。また、その結果として、移転対象レジストリは、移転する AS 番号を自らのデータベースから削除し、JPNIC は、当該 AS 番号を、移転先となる JPNIC 契約組織を管理者として、JPNIC データベースに登録する。

国際移転の要件詳細は、「7.12.4 国際移転の要件」を参照。

(該当なし)

7.12.3 JPNIC 契約組織間移転の要件

JPNIC による JPNIC 契約組織間移転の承諾にあたっては、移転元、移転先両者の合意が得られていることを前提とする。移転元および移転先は、両者が移転に合意していることを確認するための書類を JPNIC に提出しなければならない。

JPNIC は、次に示す要件に基づき、JPNIC 契約組織間の移転申請を処理し、データベースの更新を行う。

7.12.3.1 JPNIC 契約組織間移転の対象となる AS 番号の要件

・移転元となる JPNIC 契約組織を管理者として JPNIC データベースに登録されている AS 番号であること

7.12.3.2 JPNIC 契約組織間における移転元の要件

・ JPNIC 契約組織であること
・ 移転する AS 番号の管理者として JPNIC データベースに登録されていること
・ IP アドレスおよび AS 番号の利用に関していかなる紛争にも関わっていないこと

7.12.3.3 JPNIC 契約組織間における移転先の要件

・ JPNIC 契約組織であること。または、移転結果を JPNIC データベースに登録するまでに JPNIC 契約組織となっていること
・ 有効な JPNIC における AS 番号割り当てに関するポリシーに基づき、移転後の AS 番号の管理を行うこと
・ 移転する AS 番号を割り当てる自律ネットワークが、[7.10 AS 番号割り当ての条件]を満たしていること

(該当なし)

7.12.4 国際移転の要件

国際移転においても、JPNICによる移転の承諾にあたっては、移転元、移転先両者の合意が得られていることを前提とする。

JPNIC 契約組織が、移転元あるいは移転先になるいずれの場合も、移転に関する申請書類を JPNIC に提出しなければならない。

JPNIC は、次に示す要件に基づき、国際移転の申請を処理し、JPNIC 管理 AS 番号に関わるデータベースの更新を行う。

7.12.4.1 国際移転の対象となる AS 番号の要件

・ 次のいずれかに該当する AS 番号であること

- JPNIC 契約組織が移転元となるケースでは、当該組織が管理者として JPNIC データベースに登録されている AS 番号
- 移転対象レジストリ契約組織が移転元となるケースでは、当該組織が管理者として移転対象レジストリのデータベースに登録されている AS 番号

7.12.4.2 国際移転における移転元の要件

・ 国際移転の場合、移転元の要件は、移転元となる組織が契約しているレジストリがそれぞれ定めるものとする。

・ JPNIC 契約組織が移転元となる場合は、14.3 項にて「JPNIC 契約組織間における移転元の要件」として定めた要件が適用される。

・ 移転対象レジストリ契約組織が移転元となる場合は、移転対象レジストリが定義している要件が適用される。

7.12.4.3 国際移転における移転先の要件

・ 国際移転の場合、移転先の要件は、移転先となる組織が契約しているレジストリがそれぞれ定めるものとする。

・ JPNIC 契約組織が移転先となる場合は 14.3 項にて「JPNIC 契約組織間における移転先の要件」として定めた要件が適用される。

・ 移転対象レジストリ契約組織が移転先となる場合は、移転対象レジストリが定義している要件が適用される。

<p>(該当なし)</p>	<p><u>7.12.5 AS 番号の移転履歴の公開</u></p> <p><u>JPNIC は、AS 番号の移転結果をデータベースに反映し、本ポリシーに基づいて行われた移転に関する以下の公開履歴を維持する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 移転元組織名</u> <u>・ 移転元組織への割り当て日</u> <u>・ 移転先組織名</u> <u>・ 移転対象の AS 番号</u> <u>・ 移転申請完了日</u>
<p>7.1<u>2</u> ~ 7.1<u>4</u></p>	<p>7.1<u>3</u> ~ 7.1<u>5</u> (繰り下げ)</p>
<p>関連文書 「Guidelines for creation, selection, and registration of an Autonomous System (AS) (RFC1930)」翻訳文 http://www.nic.ad.jp/ja/translation/rfc/1930.html</p>	<p>関連文書 「Guidelines for creation, selection, and registration of an Autonomous System (AS) (RFC1930)」翻訳文 http://www.nic.ad.jp/ja/translation/rfc/1930.html</p>